

Ⅱ-2 資源・エネルギーの有効利用

Ⅱ-2-(1) 汚泥焼却熱を利用した温水プール

水道 工水 下水

取組概要	進行管理の指標	令和3(2021)年度の取組結果		
○入江崎総合スラッジセンターの汚泥焼却工程から発生する余熱を、隣接する入江崎余熱利用プールや管理棟の空調・給湯設備などの熱源として利用していく。	○汚泥焼却工程から発生する余熱の有効利用を実施	○汚泥焼却工程から発生する余熱の有効利用を実施		
		評価	下水	3

5か年計画の総括

○汚泥焼却工程から発生する余熱の有効利用を実施

評価 下水 3

今後の取組

○汚泥焼却工程から発生する余熱の有効利用を進める。



入江崎余熱利用プール

Ⅱ-2-(2) 高度処理水の有効利用

水道 工水 下水

取組概要	進行管理の指標	令和3(2021)年度の取組結果		
○再生紙を製造する過程で水資源を有効利用するために、川崎ゼロ・エミッション [*] 工業団地に提供する。また、下水道の整備により河川としての役割を終えた江川を、せせらぎ水路として整備しており高度処理水による水辺環境の回復を図る。	○川崎ゼロ・エミッション工業団地に高度処理水を提供 ○高度処理水を江川せせらぎ水路へ送水 ○高度処理水を機械冷却水等に使用 ○入江崎水処理センターの高度処理水をバス事業者へ供給	○高度処理水を川崎ゼロ・エミッション工業団地へ提供 ○高度処理水を江川せせらぎ水路へ送水 ○高度処理水を機械冷却水等へ使用 ○入江崎水処理センターの高度処理水をバス事業者へ供給		
<p>[*]ゼロ・エミッション 産業活動から排出される廃棄物を他の産業の資源として活用し、全体として廃棄物を出さない生産のあり方を目指す構想</p>		評価	下水	3

5か年計画の総括

○高度処理水を川崎ゼロ・エミッション工業団地へ提供
○高度処理水を江川せせらぎ水路へ送水
○高度処理水を機械冷却水等へ使用
○H31(R1)年度、入江崎水処理センターの高度処理水をバス事業者へ供給開始

評価 下水 3

今後の取組

○川崎ゼロ・エミッション工業団地や近隣事業者へ高度処理水を提供
○高度処理水を江川せせらぎ水路に送水
○高度処理水を機械の冷却水等に利用



江川せせらぎ水路

Ⅲ 健全な水循環・水環境の創出

Ⅲ-1 水資源の確保・有効利用

Ⅲ-1-(1) 水源地の水質確保 水道 工水 下水

取組概要	進行管理の指標	令和3(2021)年度の取組結果			
<p>○神奈川県や他の水道事業者等との共同事業として、相模湖及び津久井湖にエアレーション装置※を設置し、湖の表層水と深層水を循環させることにより、富栄養化によるアオコ等の異常繁殖を抑制するとともに、相模湖の湖底に堆積した土砂の浚せつを行い、貯水容量の回復を図る。</p> <p>※エアレーション装置 湖に揚水筒という筒を立て、筒の底から空気を注入することで大きな泡をつくり、この泡と一緒に湖底の冷たい水を湖の表面に運ぶことにより、アオコの発生を防ぐもの</p>	<p>○相模湖貯水池の浚せつ、エアレーション装置の設置などの水源地保全事業の総合的な取組により、健全な水循環の確保と水質保全を図る。</p> <p>○令和3(2021)年度目標 相模湖貯水池の浚せつ 150,000m³/年</p>	<p>○相模湖貯水池の浚せつ、エアレーション装置(相模湖8基、津久井湖5基)、表層部流動化装置(津久井湖4基)、植物浄化施設(津久井湖畔三井地区、沼本地区)の維持管理を実施し、健全な水循環の確保と水質保全を図った。</p> <p>○相模湖貯水池の浚せつ 140,720m³/年</p>			
		<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>水道 工水</td> <td>4</td> </tr> </table>	評価	水道 工水	4
評価	水道 工水	4			

5か年計画の総括	今後の取組			
<p>○相模湖貯水池の浚せつ、エアレーション装置、表層部流動化装置、植物浄化施設の維持管理を実施し、健全な水循環の確保と水質保全を図った。</p>	<p>○神奈川県、他水道事業者等と共同で相模湖及び津久井湖の水源地の保全に係る取組を継続実施</p>			
<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>水道 工水</td> <td>3</td> </tr> </table>	評価	水道 工水	3	
評価	水道 工水	3		



相模湖での浚せつの様子

Ⅲ-1-(2) 安全な飲料水の確保 水道 工水 下水

取組概要	進行管理の指標	令和3(2021)年度の取組結果			
<p>○神奈川県や他の水道事業者と連携して水源地の水質保全に係る取組を実施</p> <p>○水質検査計画※に基づき、水源から給水栓までの水質検査を実施し、安全な飲料水を確保</p> <p>○水安全計画※に基づき、水源から給水栓までのリスクマネジメントを行い、より一層の水道水の安全性を確保</p> <p>○令和3(2021)年度末での残留塩素濃度低減化目標達成率50%に向けた取組の実施</p> <p>※水質検査計画 水道法施行規則では、水道事業者に対して、採水の場所、検査項目、検査の回数などを定めた「水質検査計画」の策定を義務付けており、毎年度ウェブサイトなどで公表</p> <p>※水安全計画 WHO(世界保健機関)では、食品分野の衛生管理手法の考え方を導入し、水源から給水栓に至るすべての段階で危害評価と危害管理を行い、安全な水の供給を確実にする水道システムを構築する「水安全計画」を提唱しており、厚生労働省も、水道事業者に対して策定するよう推奨</p>	<p>○相模川・酒匂川水質協議会において、水源水質保全に関する国への要望活動、水道原水のダイオキシン類調査等を実施</p> <p>○策定した水質検査計画に基づく水質検査を実施</p> <p>○策定した水安全計画に基づく水質管理を実施</p> <p>○残留塩素濃度低減化目標達成率60.0%に向けた取組の実施</p>	<p>○相模川・酒匂川水質協議会において、水源水質保全に関する国への要望活動、水道原水のダイオキシン類調査等を実施</p> <p>○令和3年度水質検査計画を策定、これに基づく水質検査を実施(検査結果はすべて水質基準等に適合)</p> <p>○令和3年度水安全計画を策定、これに基づき浄水、配水各部門ごとに水質管理を実施</p> <p>○残留塩素低減化目標達成率 62.2%</p>			
		<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>水道</td> <td>3</td> </tr> </table>	評価	水道	3
評価	水道	3			

5か年計画の総括	今後の取組			
<p>○安全な飲料水の確保に係る取組を継続実施</p>	<p>○水源の保全に係る取組の一環として、水源水質保全活動や水質調査を継続実施</p>			
<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>水道</td> <td>3</td> </tr> </table>	評価	水道	3	
評価	水道	3		



ガスクロマトグラフ-質量分析計による水道水の水質検査